

第4次 保育環境改善及び民間移管計画

1 事業の目的

近年、急速な少子高齢化が進むなかで、女性の就労人口の増加や就労形態の多様化など、社会経済情勢の変化が著しい状況であり、その影響を受け、保育ニーズの多様化や保育需要が高まっている状況である。

本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、平成27年4月から実施している子ども・子育て支援新制度の内容を踏まえながら、今後は多様化する保育ニーズや高まる保育需要に的確に対応していく必要があるため、保育の運営主体については、公立保育所だけでなく法人保育園や認定こども園など、多様な主体が各々の役割のもとで保育を担っていくことが重要になるものと考えられる。また、昭和40年代から50年代にかけて集中して整備されてきた保育施設の老朽化が進んでいることや、北部地域を中心に待機児童が発生していることなど、本市に求められる喫緊の課題も取り組んでいく必要がある。

こうしたことを踏まえ、引き続き、平成19年9月に公立保育所の適正規模などを定めた、「公立保育所の今後の基本的方向」に沿って、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、公立保育所の民間移管（以下「移管」という。）を計画的に推進する。

なお、今後とも計画的な移管を進めていくなかで、その財政効果については保育の充実に寄与するよう積極的な活用を目指していく。

2 事業の概要

公立保育所の民間移管を進めるにあたっては、保護者の理解と不安解消に努めることが重要であり、引き続き、これまで同様に慎重かつ丁寧な移管手続きを進めていく必要があるため、過去の移管手法や実績とともに、直近における第3次の民間移管計画の実施内容である移管に伴う児童の影響に配慮した引継ぎ・共同保育や移管後のアフターフォローとしての前所長の訪問等の評価・分析を行うなど、「公立保育所民間移管の取り組みの検証」を行ったところである。

これらの検証に加えて、喫緊の課題である老朽化が進んでいる保育施設への対応や北部地域を中心とした保育需要への対応を図る必要があるため、平成31年度から移管を順次行っていく。

そのため、移管方法については、移管後の事業主体によるプレハブ保育所などの建替えを基本に据え、現保育施設等の無償譲渡による移管も行う。

また、用地確保の状況等に応じて、移管年度（予定）を変更する可能性があることから、条件が整った保育所から移管手続きを進めていく。

なお、本事業に係る貸付用地に関しては、当面、無償貸与とし、一定期間経過後は、有償化する方向で検討中である。

(1) 移管対象保育所等

市が現保育施設等は無償譲渡又は市が指定する用地に社会福祉法人が保育所を建替えし
たうえて、当該保育所の保育事業を引継いで運営する。

対象 保育所	移管年度 (予定)	移管方法	定員数 (予定)	施設の状況	
				建築年	構造
塚口北 保育所	平成 31年度	現保育施設等は無償譲渡す る。	60人 (20人の増)	昭和 61年	鉄筋 コンクリート
富松 保育所	平成 32年度	富松幼稚園の跡地（富松町 3-35-13）に建替える。	120人 (20人の増)	昭和 46年	プレハブ
神崎 保育所	平成 33年度	現地の園庭部分に建替える。	90人 (10人の増)	昭和 57年	鉄筋 コンクリート
元浜 保育所	平成 34年度	現地で建替える。 その間、近隣の公共用地に仮 移転する。	45人 (15人の減)	昭和 43年	プレハブ
七松 保育所	平成 35年度	現地で建替える。 その間、近隣の公共用地に仮 移転する。	80人 (20人の増)	昭和 44年	プレハブ
南武庫之荘 保育所	平成 36年度	現地の園庭部分に建替える。	135人 (5人の増)	昭和 47年	鉄筋 コンクリート

(2) 移管後の事業主体

公共性の高い社会福祉法人を基本とする。

但し、社会情勢や他都市の動向等も勘案するなかで、公立保育所の保育を安定して継承
することができる他の事業主体の可能性についても検討を行う。

(3) 定員増の対応

待機児童の解消に向けて、計60人の定員増（予定）を図る。

(4) 多様な保育ニーズへの対応

0歳児保育、延長保育、障害児保育、地域の子育て支援事業（園庭開放、保育体験学習
及び子育て相談）に取り組む。

なお、一時預かり事業は可能な限り実施する。

(5) 移管の実施基準

移管の取り組みの検証を踏まえて、保護者代表も参画した移管法人選定委員会の設置、
三者協議会の設置、移管に伴う児童の影響に配慮した引継ぎ・共同保育や移管後のアフタ
ーフォローとしての前所長の訪問等を内容として平成19年9月に策定した、「公立保育所
の移管の実施基準」については、基本的にこれまでどおりとする。

以上

多様化する保育ニーズ及び環境改善、高まる保育需要への対応の方向性

尼崎市内の保育施設
107 (H28.4)

今後の対応の方向性

移管対象保育所
12

第4次保育環境改善及び
民間移管計画に基づく民間移管

残る公立保育所
9

増改築(※)等の推進

私立保育園
59

新設や増改築(※)等の支援

認定こども園
11

幼稚園・保育所からの
移行への対応

地域型保育事業
16

新たな事業者の参入を促進

待機児童対策

(H28.4 47人の待機児童)

保育需要の高い北部地域や駅
前を中心に定員増を図り、待機
児童解消に努める

保育施設の 老朽化対応

施設の老朽化が進む保育施設
の環境改善を図り、安全・安心で
質の高い保育を提供する

※増改築→定員増を伴う改築